

1. プレス・せん断処理業者の役割

役割1 解体自動車の引取りと引取報告の実施

解体自動車（廃車ガラ）の引取りを求められた時は、ゴミ等の異物（危険物も含む）の混入等の正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る必要があります。

※ 正当な理由がある場合、引取拒否することが可能です。

解体自動車に架装物が含まれている場合は、「架装物判別ガイドライン」等を確認のうえ、引取りを行ってください。

※ 架装物がリサイクル料金に含まれていない時は、そのことを考慮して前・後工程の事業者と取引してください。

解体自動車を引き取った時は、車台番号を確認して、電子 manifests システムによりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

※ 解体業者でプレス機等を保有する場合は、解体業の許可と破砕業（破砕前処理工程のみ）の許可が必要です。

※ 解体業者がプレス・せん断処理までを行う時は、自社の解体工程から自社のプレス・せん断処理工程に引渡報告を行った後、引取報告を行う必要があります。

役割2 基準に従ったプレス・せん断処理の実施

解体自動車に特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引き渡す場合を除き、破砕前処理基準（※）に従って適切なプレス・せん断処理を行う必要があります。

※ プレス・せん断処理工程の破砕前処理基準：
解体自動車にゴミ等の異物（危険物も含む）を混入しないこと

役割3 プレス・せん断処理を行った解体自動車の引渡しと引渡報告の実施

プレス・せん断処理を行った解体自動車は、都道府県知事または保健所設置市長の許可を受けたシュレッダー業者または解体自動車全部利用者に引き渡す必要があります。引き渡しを行った時は、電子 manifests システムにより、すみやかに情報管理センターへ引渡報告を行ってください。

※ 解体自動車全部利用者とは、解体自動車を鉄鋼原料として国内の電炉・転炉等に投入する事業者、あるいは製品原料として輸出する事業者のことです。

解体自動車全部利用者に引き渡した場合には、上記引渡報告に加え、引渡しの実事を証する書面を5年間保存する必要があります。

2. シュレッダー業者の役割

役割1 解体自動車の引取りと引取報告の実施

解体自動車の引取りを求められた時は、ゴミ等の異物（危険物も含む）の混入等の正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る必要があります。

※ 正当な理由がある場合、引取拒否することが可能です。

解体自動車に架装物が含まれている場合は、「架装物判別ガイドライン」等を確認のうえ、引取りを行ってください。

※ 架装物がリサイクル料金に含まれていない時は、そのことを考慮して前・後工程の事業者と取引してください。

解体自動車を引き取った時は、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

役割3 シュレッダーダスト（ASR）の引渡しと引渡報告の実施

ASR は自動車メーカー等が指定する指定引取場所に引取基準（性状・荷姿・引取方法）に従って引き渡す必要があります。

※ 引取基準に適合しない場合、原則として引取拒否となりますのでご注意ください。

ASRを指定引取場所に引き渡した時は、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

役割2 基準に従ったシュレッダー処理の実施

解体自動車に特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引き渡す場合を除き、再資源化基準（※）に従って適切なシュレッダー処理を行う必要があります。

※ シュレッダー処理工程の再資源化基準：

- 鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収すること
- 自動車由来のシュレッダーダスト（ASR）に異物が混入しないように解体自動車を破砕すること



以上の役割を果たさなかった場合、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、破砕業の許可を取り消される場合があります。

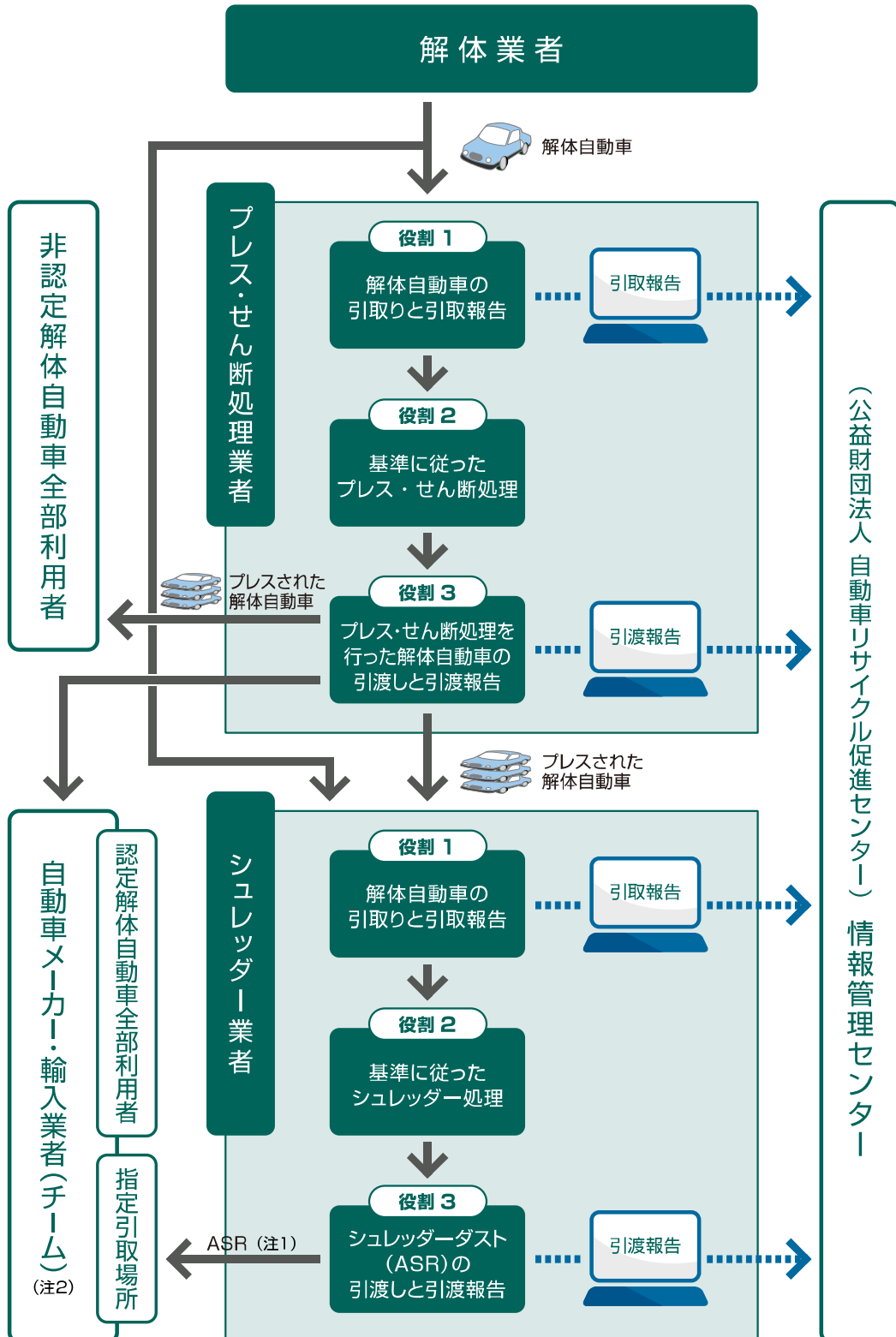
破砕業者の業務に関連するその他のマニュアル

役割1・2・3：「破砕工程の実務詳細マニュアル」をご覧ください。

役割1：「架装物判別ガイドライン」をご覧ください。

● 破砕業者の業務の流れ

→ 物の流れ ⇨⇨⇨ 情報の流れ



注1 ASR = Automobile Shredder Residue 自動車由来のシュレッダーダスト

注2 チーム = 自動車メーカー等は、2つのチームを結成して、ASRを効果的に再資源化する体制を整備しています